

家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画(案)の概要

I 趣旨

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号、以下「法」という）に基づき、国が策定した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」に即して、県計画を策定する。

II 計画(案)の概要

第 1 家畜排せつ物の利用の現状と対応方向

1 現状

(1) 管理基準の遵守状況

県内全ての法適用対象農家（290 戸）は、管理基準を遵守

(2) 家畜排せつ物発生量と利用状況

家畜排せつ物発生量 394 千 t のうち、農業利用に仕向けられる家畜排せつ物は 376 千 t、堆肥量として 215 千 t を利用

(単位 千 t)

区分	家畜排せつ物発生量	浄化・焼却等による処理量	農業利用仕向量	堆肥量
現状 (令和元年度)	394	18	376	215

(3) 畜産経営に起因する苦情発生状況

畜産農家の規模拡大や混住化の進行等により、令和元年度は悪臭や害虫発生に関する苦情が増加

(単位 件)

平成26年度						令和元年度					
合計	水質汚濁	悪臭	害虫	水質 + 悪臭	その他	合計	水質汚濁	悪臭	害虫	水質 + 悪臭	その他
5	3	0	1	1	0	12	1	4	5	0	2

2 対応方向

(1) 循環型農業の推進による堆肥の利用拡大

- ・ 家畜排せつ物は堆肥として農地に還元することを基本とし、飼料作物や飼料用米等の生産拡大に合わせた地域内での利用を推進
- ・ 共同の堆肥センターの機能向上や活用の推進
- ・ 堆肥供給情報の提供による広域利用の促進

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物発生量の過剰が見込まれる地域等におけるメタン発酵等の検討

(3) 畜産環境問題への対応

- ・ 畜産部局と環境部局が連携した、適正な家畜の飼養管理や堆肥化処理の指導や関係法令の周知による畜産環境問題発生の未然防止
- ・ 畜産環境問題が発生した場合は、関係機関が連携した技術指導や、必要な施設・機械の整備・補修を実施
- ・ 畜産農家による周辺住民とのコミュニケーションを促進し、畜産経営への理解醸成に努めるよう指導

第2 家畜排せつ物の利用及び処理高度化施設の整備に関する目標

1 家畜排せつ物発生量と利用見込み

家畜飼養頭羽数は、乳・肉用牛では維持、豚、採卵鶏及び肉用鶏では増加見込みであり、家畜排せつ物発生量及び堆肥量は増加

(単位 千t)

区分	家畜排せつ物発生量	浄化・焼却等による処理量	農業利用仕向量	堆肥量
目標値 (令和12年度)	447	19	428	241

2 処理高度化施設の整備に関する目標

堆積型発酵施設や浄化処理施設の整備、老朽化した施設の計画的な機能強化や補改修に併せ、既存堆肥センターへの処理の集約化を推進

(単位 件)

区分	施設					装置	
	堆肥化施設	堆肥保管施設	メタン発酵施設	焼却施設	浄化処理施設	ペレタイザー	袋詰め装置
現状 (令和元年度)	239	3	1	4	2	1	20
目標 (令和12年度)	157	3	1	5	3	1	20

第3 家畜排せつ物の利用の促進に向けた技術向上に関する事項

- ・ 農林総合技術センターを中心に、耕種農家のニーズに即した堆肥生産や低コストで効率的な堆肥生産・利用技術の開発を推進
- ・ 農林総合技術センターや農林(水産)事務所等が連携した技術支援や技術情報の提供

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する事項

- ・ 堆肥利用の社会的意義についての消費者や地域住民等の理解醸成
- ・ 適切な堆肥化や運搬の徹底等による家畜防疫対策の強化